

ガイドラインの種類と計画におけるガイドラインについて

山本 恒夫
(八洲学園大学)

本稿は、日本生涯教育学会「生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会」での提案や 2009 年度日本生涯教育学会大会「生涯学習政策研究フォーラム」での発言のうち、ガイドラインの種類と計画におけるガイドラインの効果に関する部分をまとめた研究速報である。

1 ガイドラインの種類

この「ガイドラインの種類」は、2010 年 5 月 7 日に開かれた生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会の討議の中で、口頭で述べたものである。

我が国では多方面でガイドライン(guideline)が出されており、ガイドラインといってもさまざまなものがある。しかし、次にあげる 2 つの軸のクロスによって、それらをおおよそ 4 種類に分けることが出来るように思われる。

軸の第 1 は「理念－行動(実践)」軸であり、第 2 は「計画－基準」軸である。

第 1 の「理念－行動(実践)」軸は、ガイドラインの目的に着目した軸である。

これは、ガイドラインが、ある理念を具現化するための行動(実践)に関し、何らかの手がかりとなる指針、方針、方向性を示すことを目的とするところに着目している。

第 2 の「計画－基準」軸は、ガイドラインの機能に着目した軸である。

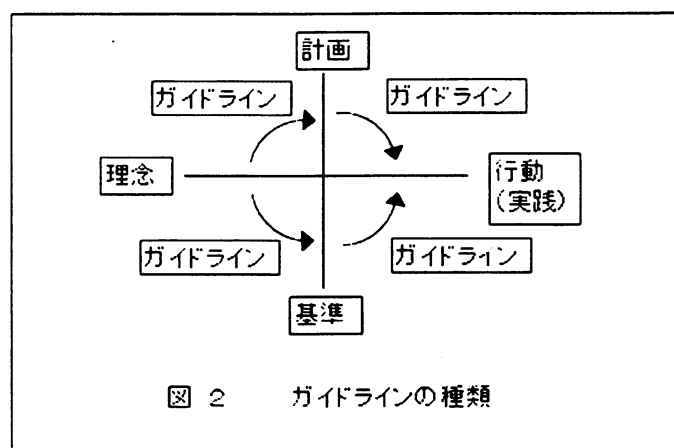
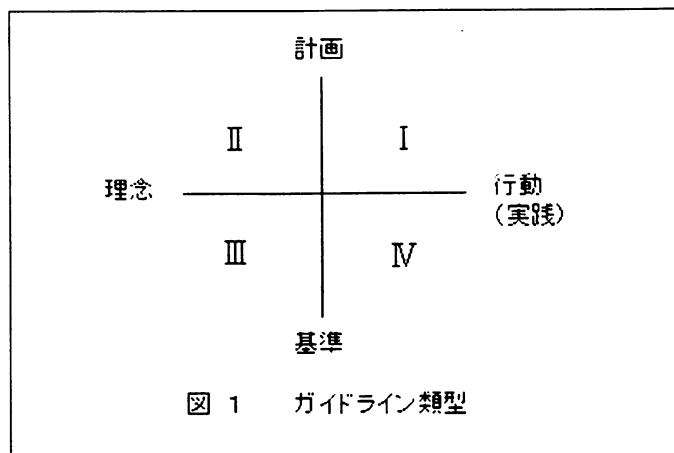
ある理念を行動(実践)に移して具現化するためには、計画を策定したり、基準を設けたりすることが多くなっている。そのような場合に、ガイドラインは道案内をするような機能や、行動の目安を提供するような機能を果たすので、この軸はそこに着目して設定したものである。

ガイドラインの種類は、この 2 軸のクロスによって出来る図 1 の I ～ IV の領域でカバーすることができるであろう。図 2 は、それを具体的に示した図である。

図 2 の理念を具現化するためのガイドライン(理念から計画への矢印)と計画を行動に移す、いわゆる計画の実施のためのガイドラインは、既に検討を行っており¹⁾、田井の検討もある²⁾。

それに対し、図 2 の理念を基準化するところのガイドラインや、その基準に基づく行動(実践)のためのガイドラインは、現在のところ、生涯学習関連領域ではまだ作られていない。

このタイプのガイドラインの例をあげると、理念を基準として具現化するところでは、国、自治体、団体などが示す望ましい指針などがあり、基準に基づく行動(実践)をするところでは、ルールに従った行動(実践)をするための具体的な道具の使い方、活動の進め方などがある。



また、証券関係では、信用取引の利用を適正化するための注意基準をガイドラインといっているし、医療領域では、より適切な診断・治療を行うための手順についてまとめた指針を診療ガイドラインといっているが、これらも理念→基準→行動(実践)のタイプのガイドラインである。

2 行政計画におけるガイドラインの意義

この「行政計画におけるガイドラインの意義」は、日本生涯教育学会第30回大会生涯学習政策研究フォーラム「新たな挑戦、生涯学習振興ガイドラインに基づく行政の在り方」(2009年11月8日、会場：国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)で、フロアから行った発言内容を整理し、まとめて、モデル図として提出するものである。

一般に、行政におけるガイドライン作成には、

(1) 規制緩和で施策・計画の拘束力を小さくして、自由度が高まると、行政効率が悪くなるおそれがあると同時に、格差が生ずるおそれがあるので、格差の発生を防ぐため、

(2) 国際水準が問題となる領域では、結果や成果にムラがあると、レベルが低下するので、それを防ぐため、

という目的があるように思われる。

行政計画でガイドラインを作成する場合には、ある施策を実施する際の計画の成果(効果)をどの程度に見込み、ガイドラインの拘束性をどの程度にするか、をあらかじめ検討しておく必要があろう。

図3は、計画におけるガイドライン効果を抽象的に示したものである。

右上がりの直線は、拘束性を大きくすれば、施策・計画の効果は大きくなり、拘束性を小さくすれば、施策・計画の効果も小さくなることを表している。これはごく一般的な傾向であり、斜線の部分で示したガイドライン効果は、同じ拘束性でも、ガイドラインがあれば施策・計画の効果が大きくなることを表している。

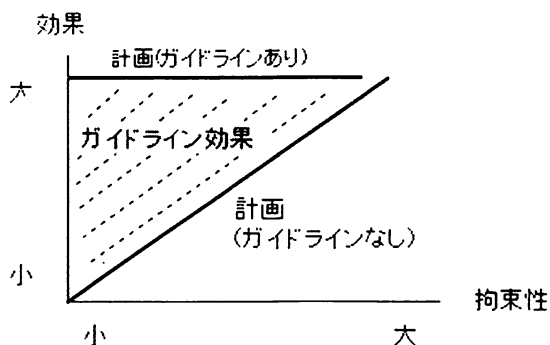


図3 ガイドラインと計画

たとえば、図3で、拘束性が5、効果が5程度と予想される計画があったとしてみよう。ガイドラインを作成すれば、同じ拘束性が5であっても、効果が6なり7なりになるのが「ガイドライン効果」である。

これからは、拘束性をゆるめることが多くなると思われるので、このような効果を見込んだガイドラインを作成する必要があるのではないだろうか。

注

1) 山本恒夫「事象解明のための共通式の活用」八洲学園大学紀要第6号、平成22年3月、1-6頁

2) 田井優子「生涯学習振興ガイドライン開発方法論に関する予備的検討」日本生涯教育学会年報第31号、平成22年11月予定。